

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による
特定地域づくり事業協同組合の変更について

(総合企画部地域振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第5項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の届出がありましたので、同法第5条第6項の規定により公示します。

組合の名称	白川ワークドット協同組合
組合の住所	岐阜県加茂郡白川町三川1508番地
代表者の氏名	田口 房国
特定地域づくり事業を行う事務所の名称	白川ワークドット協同組合
特定地域づくり事業を行う事務所の所在地	岐阜県加茂郡白川町三川1508番地
地区	岐阜県加茂郡白川町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認定の有効期間満了の日	令和14年3月17日
組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	—
法第7条の規定により付された条件	—